※以下のとおり「就業基準」及び「就業基準施行細則」の下線部分を改正

公益社団法人茨木市シルバー人材センター就業基準

制定　　平成 24 年４月１日
最新施行　令和２年 11 月１日

（目的）
第１条　この基準は、会員の就業について、適正かつ公平にその機会を提供することを目的とする。
（配置等）
第２条　会員への就業の提供は、次のとおり行う。
(1) 就業会員は、施設の状況、就業内容、就業時間等を考慮して定める。
(2) 就業提供は、会員の健康状態、就業意欲、資格、能力等を考慮して行う。
（就業の提供）
第３条　同一職種についての就業提供は、次のとおりとする。
(1) 同一場所における就業期間は、原則１年とする。ただし、発注者との間で契約更新があった場合は、第４条に規定する終了事由に該当する場合を除き５年を限度として延長することができる。
(2) 一日の就業時間は、６時間以内とする。
(3) 一月の就業日数は、13 日を限度とする。
(4) 一月の就業時間は、78 時間（労働者派遣事業の場合は 80 時間）を限度とする。
２　第１項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、次のとおりとする。
(1) 第１項第１号に定める就業期間は、他に就業を希望する会員がいない場合及び発注者に特別な事由がある場合にかぎり５年を超えることができる。
(2) 第１項第２号に定める就業時間は、発注者に特別な事由がある場合にかぎり６時間を超えことができる。
(3) 第１項第３号に定める就業日数は、発注者に特別な事由がある場合にかぎり１３日を超え就業することができる。
３　就業期間が満了した会員には、他の就業場所における就業提供を努めるものとする。
（就業の停止及び終了）
第４条　就業中の会員が健康又は、就業の状態から公益社団法人茨木市シルバー人材センターの基本理念である共働・共助及び会員就業規約を履行できないと判断した場合は、当該就業を停止又は終了することができる。
２　就業の停止とは、その従事していた業務を一時停止し、一定期間の後、復帰できる

場合をいう。
３　就業の終了とは、その従事していた業務を終了し、復帰できない場合をいう。
４　第１項の停止及び終了に関する必要な事項は、別に定める。
（就業期間の明示等）
第５条　新規に就業提供する場合は、第３条に定める就業期間を明示するものとする。
２　就業期間が満了する場合は、事前に就業期間満了の通知書を交付する。
（適用除外）
第６条　次の業務については、第３条第１項第１号及び第３号を適用しない。
(1) 除草、植木の剪定
(2) 障子、ふすまの張替え等
(3) 家庭からの発注による家事、福祉サービス
(4) 一週間の就業が２日以内かつ 10 時間以内の就業
（その他）
第７条　この基準の改廃は、理事会において決定する。
２　この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附　則
この基準は、平成 24 年４月１日から施行する。
附　則
この基準は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則
この基準は、令和２年４月 24 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則
この基準は、令和２年 11 月１日から施行する。

公益社団法人茨木市シルバー人材センター就業基準施行細則

制定　　平成24年４月１日
最新施行　令和２年11月１日

（目的）
第１条　この細則は、公益社団法人茨木市シルバー人材センター就業基準（以下「基準」という。）の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。
（会員の交代時期）
第２条　基準第３条第１項第１号の規定に基づき就業期間が満了したことにより他の会員と交代をする期限は、毎年３月末日及び９月末日とする。
２　同じ場所で複数の会員が就業している場合で、同時に就業期間が満了するときは、３か月毎に一人ずつ交代をすることを基本とする。
３　前項の規定により交代をする会員の順番は、次により決定するものとする。
(1) 過去１年間の就業時間が長い者
(2) 前号より決定できないときは、年齢の高い者
４　就業期間満了により業務の引継が必要な場合は、原則として就業期間が満了するまでの間に行うものとする。
（就業期間の延長）
第３条　基準第３条第１項第１号に定める発注者に特別な事由がある場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合で、現に就業している会員でなければ業務の遂行に支障をきたすときをいう。
(1) 会員が有する資格に基づいて就業している場合
(2) 継続性を有する業務で、当該会員でなければ遂行できない場合
(3) 第２条第２項に該当する場合で、就業期間中に完了しない場合
(4) その他当該会員でなければ業務の遂行が困難と判断できる場合
２　基準第３条第１項第１号の規定に基づき就業期間を延長する場合は、その理由書を付して理事長の決裁を得るものとする。
（適正就業の推進）
第４条　基準に基づく会員の就業期間及び就業時間について、発注者の理解が得られるように務めるとともに、理解を得ることが困難な場合には職業紹介を活用するなど、適正就業の推進に努めるものとする。
（就業の停止及び終了）
第５条　基準第４条に定める就業の終了は、次の事由に該当した場合とする。
(1) 会員が健康状態が不調のため、就業することが出来ないと申し出があった場合
(2) 会員就業規約に定める遵守事項を守っていない就業が判明し、就業状態を改善する

よう求めたにもかかわらず、当該会員が全く反省の態度を示さず、就業状態を改める意思を示さなかった場合

２　前項第１号の申し出があった場合で、その状態が一時的で概ね１か月以内に復帰することが可能と認められ、かつ他の会員の交代により就業が継続できるときは、その期間については、就業停止とすることができる。

３　第１項第２号の就業状態が判明した場合で十分、反省の態度を示し、就業状態を改める意思を示した場合は、１か月の範囲で理事長の定める期間、就業停止とすることができる。

４　前項の就業停止の措置を半年間に２回受けた場合、その時点で就業終了とすることができる。

（就業期間の明示）

第６~~５~~条　基準第５条第１項に定める就業期間の明示は、就業確認書に記載することにより行う。

２　基準第５条第２項に定める就業期間満了の通知書は、就業期間満了の３か月前に交付するものとする。

（適用除外の取り扱い）

第７~~６~~条　基準第６条第１号の規定に基づき基準の適用が除外されている業務について、同一の会員が同じ場所で就業する企業等の場合は、基準に準じて取り扱うものとする。

２　基準第６条第４号に定める２日以内かつ 10 時間以内の就業とは、直近の６か月以内の平均が２日以内かつ 10 時間以内である就業をいう。

（委任）

第８~~７~~条　この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この細則は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 25 年９月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、令和２年 11 月１日から施行する。